

公益社団法人茨木市シルバー人材センター会員就業規約

制定 平成 24 年 4 月 1 日
最新施行平成 24 年 4 月 1 日

(目的)

第 1 条 公益社団法人茨木市シルバー人材センター（以下「センター」という。）会員の就業に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(就業、平等の原則)

第 2 条 センターは、定款の目的に基づき、会員が自発的な働く意欲と希望によりその能力を發揮できる就業の機会を提供し、共働、共助の実をあげようとするものである。

2 会員は、就業に当たって社会的地位、門地、信条、宗教、国籍などの理由で差別を受けない。

(仕事の受注)

第 3 条 センターにおける仕事の受注は、会員から付託を受けセンターが一括してその交渉にあたるものとし、会員は、発注者と受注又は作業条件等につき、直接の交渉当事者とならない。

(仕事の配分手順)

第 4 条 センターは、受注した仕事について、就業希望会員とあらかじめ仕事の配分手順、作業時間、配分金等について打合せを行い、就業する会員の合意を得るものとし、その決定事項を必要書類に記録するものとする。

2 会員は、契約内容に即した仕事に従事したうえ、その状況を作業確認書に記録し、発注者の確認を受け、作業の終了又は作業確認書の締切期日までに速やかにセンターに提出しなければならない。

(就業と安全衛生)

第 5 条 センターは、その受託した仕事との関係において、就業会員の安全衛生、災害防止等に配慮するとともに、会員の健康と能力に応じた就業を提供するよう努めるものとする。

(就業上の遵守事項)

第 6 条 会員は、就業にあたり次の事項を遵守しなければならない。

- (1) センターから提供された仕事について誠実に履行するよう努めること。
- (2) やむを得ない事情で約束の就業ができない場合は事前にセンターに届けること。
- (3) 就業上知り得た業務上の機密事項及び発注者の不利益になることは他に漏らさないこと。
- (4) 就業に当たっては「公益社団法人茨木市シルバー人材センター安全就業基準」を遵守し、災害発生の防止に努めること。

(共同作業上の遵守事項)

第 7 条 会員が共同作業を必要とする場合は、就業に関する定めに加え、次の事項を遵守しな

ければならない。

- (1) 会員は、その中からリーダー（世話人・班長）を互選する。なお、リーダーは就業会員の作業手順、安全衛生、健康状態、休息时间、会員相互の連携及び発注者との打合せなどにつき、センターに協力すること。
- (2) 会員は、仕事の遂行について相互に助け合い協力すること。
- (3) 会員は、常に明るい雰囲気のもとで就業できるよう、共同責任分担の精神をもって努めること。
- (4) 会員が就業中けがをし、又は身体や健康状態が異常となるなど、若しくは、事故等の不測の事態が発生したときは、直ちにリーダー及びセンター又は発注者に連絡を行い、応急の措置をとるように努めること。

（傷害保険）

第8条 会員の就業中などの死傷病については、センターが加入する「シルバー人材センター団体傷害保険」約款の定めるところにより、補償されるものとする。

- 2 会員又は会員の家族は、事故後遅滞なくその内容等をセンターに届け出て指示に従うこと。

（損害保険）

第9条 会員が就業中、発注者又は第三者の身体若しくは財物に損害を与えたときは、センターが加入する「シルバー人材センター賠償責任保険」約款の定めるところにより、賠償を担保されるものとする。

- 2 会員の故意又は重大な過失による、若しくは自動車の使用に起因する賠償責任が発生したとき等「シルバー人材センター賠償責任保険」で担保できない賠償は、会員がこれを負うものとする。

（委任）

第10条 この規約に定めるものの他、必要な事項は理事会で決定し総会で報告するものとする。

附 則

この規約は、平成24年4月1日から施行する。